

公認心理師試験 第2回全国模試を受験された皆様

このたびは、弊塾主催の模擬試験を受験いただきまして、ありがとうございます。

模擬試験に誤りがございましたので、下記の通り対応させていただきます。

ご指摘いただきました皆様に感謝申し上げます。

直前にこのような訂正を申し上げて大変恐縮ではございますが、何卒よろしく願いいたします。

試験の直前になってまいりましたので、体調管理にはくれぐれもお気をつけて、ご検討をお祈り申し上げます。

京都コムニタス

MAIL: info@kyoto-com.net

記

・問7 →③だけでなく①も正解とさせていただきます。

選択肢①の「施設入所等の措置の解除等」について、児童福祉法第33条の4に以下の規定がございます。

「都道府県知事、市町村長、福祉事務局長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

<中略>

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人」

上記第四号にある「第二十七条第一項第三号及び第二項の措置」については、

「三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。」

「② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。」

とあり、これは「施設入所等の措置」にあたることから、選択肢①も児童福祉法に規定されているものとして適当と考えられるため、問7は①と③の2つとも正解とさせていただきます。

なお、解説にある通り、施設入所等の措置の解除等は児童虐待防止法第13条にも規定されております。つまり、児童虐待及びその疑いで施設入所等の措置がとられた場合は、その解除に二重の規定がされていることとなります。